

第5章 教育文化

～人を育み文化を創造するまちをめざして～

市内小中学生から募集した「将来、私が住みたいまち」（標語・絵）最優秀作品



(奥富小学校4年)

「笑顔・幸せ・ありがとうを分け合うまち」

(狭山台小学校5年)

第5章 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～	1	生涯学習の促進	40	生涯学習の促進	(1)	生涯学習活動の支援体制の充実
					(2)	生涯学習の機会や場の充実
					(3)	生涯学習の成果の活用
			41	生涯スポーツの促進	(1)	市民のスポーツ活動の促進
					(2)	競技スポーツの振興
					(3)	スポーツ施設の充実
	2	学校教育の充実	42	教育の内容と支援の充実	(1)	教育指導の充実
					(2)	特別支援教育の充実
					(3)	幼児教育の充実
					(4)	連携教育の推進
(5)	教職員の資質の向上					
(6)	教育活動の支援の充実					
(7)	就学支援の充実					
(8)	学校評価の充実					
43	教育環境の充実	(1)	校舎などの改修の推進			
		(2)	学校図書館の充実			
		(3)	学校給食の充実			
		(4)	学校ICT環境の充実			
		(5)	学校の規模と配置の適正化			
44	家庭や地域との連携	(1)	学校公開などの推進			
		(2)	学校運営への参加の促進			
		(3)	地域による学校支援の充実			
		(4)	家庭教育の啓発活動の充実			
		(5)	地域における教育活動の充実			

章	番号	節	番号	施策	番号	とりくみ
教育文化 く人を育み文化を創造するまちをめざして	3	青少年の健全育成	45	青少年の健全育成	(1)	健全育成活動の充実
					(2)	健全育成の環境整備
	4	人権と平和の尊重	46	人権尊重意識の高揚	(1)	人権啓発の推進
					(2)	人権教育の推進
			47	平和意識の高揚	(1)	平和に対する意識の高揚
	5	市民文化の振興と国際化への対応	48	創造性豊かな文化の振興	(1)	市民が創る文化活動の促進
					(2)	文化財の保存・継承と公開や活用
			49	国際交流の推進	(1)	姉妹都市・友好交流都市との交流の推進
					(2)	地域での国際交流の推進

施策 40

生涯学習の促進

施策の目指す姿

だれもが・いつでも・どこでも学ぶことのできる環境が整備され、多くの市民が学習活動に取り組むとともに、学習した成果を地域活動などに活かしています。

施策の現状

第4次生涯学習基本計画に基づき、「生涯にわたり 育み活かす 豊かな学びの振興」を基本目標に掲げ、生涯学習に関する各種施策を推進しています。

このうち、生涯学習に関する情報の提供については、地域ポータルサイト内に開設した「さやまなびいネット」において、生涯学習に取り組むサークルやボランティアなどに関する情報を提供するとともに、市民交流センター内に設置した生涯学習情報コーナーにおいても、情報提供や相談業務などを行い、市民の学習活動を支援しています。生涯学習の機会や場の提供については、公民館などにおいて各種の講座を開催するとともに、学習の成果を発表する場として、市民文化祭を毎年開催しています。また、公民館などでは、社会教育を振興する視点から、現代的課題などを内容とする講座なども開催しています。図書館では、資料やレファレンスサービスなどの充実を通じて、市民の学習活動を支援するとともに、平成25年度に策定した子ども読書活動推進計画に基づき、学校などと連携して子供の読書活動を推進しています。博物館では、企画展や各種講座などの開催により、特色ある運営を行っています。

公民館などの建物や設備が老朽化するなかで、耐震補強や空調設備の改修などを計画的に進めてきており、このうち、新狭山公民館及び入曽公民館については、更新事業を推進しています。

平成22年度から富士見・水野・広瀬の3公民館に、平成27年度から博物館に、それぞれ指定管理者制度を導入しており、さらに、狭山台図書館についても、平成28年度から地域スポーツ施設と一体で指定管理者制度を導入しています。

施策の課題

- 生涯学習に関する情報提供と機会や場の充実に取り組むとともに、学習の成果の活用を促進する必要があります。また、社会の要請に応えて、社会教育を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 生涯学習活動の支援体制の充実

- 生涯学習に関する情報提供や相談などの体制を充実して、市民の学習活動を支援します。
- 生涯学習に関わる人や団体のネットワークを構築し、交流を通じて、市民の学習活動の裾野を拡大します。

(2) 生涯学習の機会や場の充実

- 公民館などについて、幅広い世代の利用を促進するとともに、生涯学習に関するニーズに応じて各種の講座を開催するなどして、学習の機会や場を充実します。また、学習の成果を発表する場を充実します。
- 市民の学習活動を促進するなかで、現代的課題や地域課題に関するものを強化し、これらを通じて、社会教育を充実します。
- 公民館などの改修や更新を計画的に進めるとともに、公民館の今後のあり方を検討します。
- 図書館の資料やレファレンスサービスなどを充実するなかで、市民の学習意欲に応えるとともに、学校などの関係施設と連携して、子供の読書活動を促進します。また、資料などの管理のICT^{*}化を推進します。
- 博物館について、本市の歴史や文化の一端に触れるものや利用者の興味や関心を高めるものなど、独自性に富んだ事業を実施します。
- 大学との連携により、市民の生涯学習の機会を拡充します。

(3) 生涯学習の成果の活用

- 地区センターやさやま市民大学などと連携して、生涯学習の成果をまちづくりなどに活かす取り組みを促進します。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団と連携して、生涯学習の成果を学校支援に活かす取り組みを促進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	32.6%	40.0%
生涯学習の成果を自分以外のために活かしたことがある市民の割合	21.4%	30.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	188,329人	191,200人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 生涯学習に関心を持ち、学習活動を通じて自己を磨くとともに、学びを通じて、人とのつながりを育みましょう。
- 生涯学習で培った成果を、地域のまちづくりや学校支援などに活かしましょう。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

施策 41

生涯スポーツの促進

施策の目指す姿

だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の現状

スポーツ振興基本計画に基づき、週1回以上スポーツをする市民の割合を50%以上にすることを目標に、各種の取り組みを実施しています。

このようななかで、平成27年3月に実施した調査では、週1回以上スポーツを実施している市民の割合は39.3%という結果でありました。

これまでの取り組みのうち、市民のスポーツ活動の促進については、初心者向けの各種スポーツ教室などを開催するほか、各地区では体育祭が開催され、毎年多くの市民が参加しています。また、スポーツ推進委員が地域においてスポーツの指導や普及に取り組むとともに、総合型地域スポーツクラブやレクリエーション協会が、様々なスポーツを親しむ機会を提供しています。

競技スポーツの振興については、体育協会の加盟団体が各種大会を通じて競技力の向上に取り組むとともに、体育協会としてもクロスカントリー大会をはじめとして各種のスポーツ行事を開催するほか、成績優秀者の表彰も行っています。スポーツ少年団では、加盟している各団で、子供の健全育成に主眼を置いて技能の向上に取り組むとともに、指導者研修を行っています。なお、本市には、競技スポーツのトップレベルで活躍する企業チームやクラブチームがあります。

スポーツ施設については、既に市民総合体育館及びプールを併設した地域スポーツ施設を整備するとともに、智光山公園内に県内屈指のテニスコートを整備し、入間川河川敷にも多くの多目的グラウンドを整備しています。また、既存施設の活用による武道の新たな拠点施設の整備に向けて推進を図っていますが、公式規格を有する競技場が整備されていない状況があります。

施策の課題

- 市民のスポーツ活動を促進するためには、スポーツに親しむことのできる場や機会を充実する必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民のスポーツ活動の促進

- スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページなどを通じて、広く発信するとともに、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事などを充実します。
- スポーツ・レクリエーション関係団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談などを充実します。
- 市民のスポーツ活動を支える人材を確保し、活動の活性化を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

- 競技スポーツ関係団体の活動を支援するとともに、トップアスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実します。
- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。

(3) スポーツ施設の充実

- 既存スポーツ施設や学校体育施設の有効利用を推進するとともに、企業や大学などが保有する施設の市民への開放を促進します。
- 新たな屋外スポーツ施設の整備に向けて推進を図ります。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
週 1 回以上スポーツを実施する市民の割合	39.3%	50.0%
過去 1 年の間に本市のスポーツ施設を利用したことのある市民の割合	25.9%	30.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	1,876人	2,200人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- スポーツ活動に積極的に取り組み、健康を増進するとともに、スポーツを通じて培った人とのつながりを地域活動などに活かしましょう。
- 競技スポーツに取り組み、各種の大会などで優秀な成績を収めることにより、狭山市を広くアピールしましょう。また、競技スポーツを通じて、次の時代を担う青少年を健全に育成しましょう。

施策 42

教育の内容と支援の充実

施策の目指す姿

個に応じたきめ細やかな教育活動の推進により、児童生徒は生き生きと学校生活を送り、生きる力が育成されています。

施策の現状

次代を担う子供たちに生きる力を育むために、学習指導要領に基づき、知・徳・体のバランスのとれた力を養う教育を推進するとともに、各学校の実態を踏まえて、特色ある教育活動に取り組んでいます。

情報化や国際化の進展に対応して、ICT ※に関する理解や活用能力を高める教育を推進するとともに、小学校からの英語教育に早くから取り組み、英語によるコミュニケーション能力の素地を養っています。

いじめなどの防止に向けて、教職員は、子供たちと向き合い、生徒指導にあたり、いじめなどの早期発見と早期解決に取り組んでいます。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、特別支援学級や通級指導教室において、個に応じた適切な指導を行っています。

市立幼稚園では、家庭と連携して、生きる力の基礎を育む教育を推進しています。

学校種間の円滑な接続を進めるため、関係する幼稚園及び保育所（園）と小学校との間で交流を行うとともに、関係する小学校と中学校との間で、教育課程をはじめとして様々な分野で連携を推進しています。

教職員の資質の向上に向けて、各種研修を計画的に実施するとともに、教育委員会からの研究委嘱などを通じて、指導方法などに関する研鑽を深めています。

各種の支援員や相談員を配置し、教職員と連携して、学習指導の支援のほか、様々な相談にあたっています。

特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒が、適切に就学できるように、専門家による巡回相談や就学支援委員などによる支援を行っています。

経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助金の交付や奨学金の貸付などにより就学を支援しています。

PDCA サイクルに基づき、学校運営について、各学校が自己評価するとともに、学校関係者による外部評価を行っています。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

施策の課題

- 次代を担う子供たちに生きる力を育むとともに、子供たちが生き生きと充実した学校生活を送るためには、知・徳・体の面から、教育内容を充実するとともに、学習指導や生徒指導などの面から、教育活動を支援していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 教育指導の充実

- 国や県の学力調査の結果を分析し、指導方法を改善するとともに、ICT を効果的に活用して、学習指導を充実します。
- ユニバーサルデザイン*やアクティブラーニング*を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に活かします。
- 中学生学習支援事業の実施により、学力の向上に取り組みます。
- 家庭と連携し、家庭学習の励行を促進することにより、確かな学力の定着を図ります。
- 道徳の教科化を見据えて、道徳教育を充実するとともに、道徳教育を保護者や地域へアピールし、家庭教育へ波及させます。
- 新体力テストの結果の分析を踏まえて、体力向上の具体的方策を研究し、指導に活かします。
- ICTに関する理解や活用能力を高める教育をより一層推進するとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- 市と各学校で定めた、いじめの防止などのための基本方針に基づき、いじめのない学校づくりにより一層取り組みます。また、不登校や非行・問題行動などの防止にもより一層取り組みます。
- インターネットなどを通じて、児童生徒が事件や事故に巻き込まれないように、家庭と連携して、情報モラルを徹底します。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個に応じた適切な指導を行うとともに、インクルーシブ教育システム*の構築を目指した取り組みを充実します。

(3) 幼児教育の充実

- 様々な遊びや体験を通して、園児に生きる力の基礎が育まれるよう、また、特別な教育的支援が必要な園児に適切な支援が行われるように、教育指導を充実します。

(4) 連携教育の推進

- 関係する幼稚園及び保育所(園)と小学校で組織する連携協議会が中心となって、幼保小連携を推進し、小1プロブレムの解消に取り組みます。

※ユニバーサルデザインとは

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方。

※アクティブラーニングとは

課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

※インクルーシブ教育システムとは

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

Ⅲ. 前期基本計画

- 関係する小学校と中学校で組織する推進協議会が中心となって、小中連携教育を推進するとともに、小中一貫教育に段階的に取り組んでいきます。
- 公民館などの社会教育施設において、児童生徒を対象とした事業を充実するとともに、社会教育の成果を学校教育に活かすなどして、学社連携をより一層推進します。

(5) 教職員の資質の向上

- 教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導にあたることができるよう、研修や研究委嘱などを通じて、指導方法の向上に取り組めます。
- 教育内容の多様化や ICT の普及に対応して、これらに関わる研修を計画的に実施し、時代の変化に即応できる資質を備えた教職員を養成します。

(6) 教育活動の支援の充実

- 各学校に、各種の支援員及び特別支援学級介助員や学校図書館司書を配置し、これらを有効に活用するなかで、各学校の教育活動に対する支援を充実します。
- 各中学校に相談員及び相談支援員を配置するとともに、教育センターにも相談員を配置するなどし、これらを有効に活用するなかで、児童生徒や保護者及び教職員からの相談などに応じる体制を充実します。

(7) 就学支援の充実

- 経済的な支援が必要な家庭に対して、幼稚園授業料の減免、幼稚園就園奨励費補助金や小中学校就学援助金の交付、高等学校や大学などの修学者に対する奨学金の貸与について周知し、活用を促進します。

(8) 学校評価の充実

- PDCA サイクルに基づき実施している、学校運営に対する自己評価及び学校関係者による外部評価を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値				目標値	
	平成 26 年度				平成 32 年度	
全国学力・学習状況調査の平均正答率	科目	小学校		中学校		全項目で 全国平均値を 上回る
		狭山市	全国	狭山市	全国	
	国語 A	71.0	72.9	78.7	79.4	
	国語 B	54.2	55.5	51.2	51.0	
	算数・数学 A	77.0	78.1	66.3	67.4	
算数・数学 B	56.9	58.2	59.1	59.8		
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度	(未実施)				全項目で 県平均値を 上回る	

項目	実績値		目標値	
	平成 26 年度		平成 32 年度	
新体力テストの 5 段階総合評価のうち上位 3 ランク (A・B・C) の児童生徒の割合	(小学校) 80.1% (中学校) 84.8%		(小学校) 85.0% (中学校) 85.0%	
いじめの認知件数と解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率	いじめ解消率	95%	いじめ解消率 100%	
	不登校児童生徒の学校復帰率	30%	不登校児童生徒の学校復帰率 55%	
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合		小学校	中学校	全国・県平均値を上回る
	狭山市	84.8	80.3	
	埼玉県	87.8	82.3	
	全 国	86.6	82.4	

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 家庭や地域で、基礎的な生活習慣の体得や家庭学習の励行について指導しましょう。
- 日頃から子供に接し、子供の様子に異変を察知したら、学校に相談しましょう。
- 非常勤講師、支援員、介助員、相談員などとして、学校を支援しましょう。

施策 43

教育環境の充実

施策の目指す姿

校舎などの長寿命化や冷暖房設備の改修などにより、安全で快適な教育環境のなかで、児童生徒が学校生活を送っています。

施策の現状

安全な教育環境を確保するため、校舎・体育館の耐震補強を実施し、平成 27 年度までに完了しました。また、快適な学習環境を確保するため、冷暖房設備を順次改修しており、現在まで小中学校 23 校中 21 校の改修が完了しています。なお、学校施設については、建設から 30 年以上が経過した建物が増え、建物の老朽化や施設の機能劣化が進んでいます。

学校図書館に図書館司書を段階的に配置するとともに、蔵書管理の電算化の準備を進めています。

平成 21 年度に入間川学校給食センター及び柏原学校給食センターを、平成 27 年度に堀兼学校給食センターを PFI*事業方式で更新し、学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしい給食を提供しています。また、各学校給食センターでは、アレルギー対応食の調理と提供を行っています。

学校 ICT*環境として、教育用・校務用パソコン及び校内 LAN が全校に整備されています。

平成 19 年 9 月に策定した狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針に基づき、地元検討組織からの提言を受ける形で統廃合計画を策定し、現在まで小学校 2 校及び中学校 2 校の統廃合を実施しています。

また、市立幼稚園については、平成 27 年 4 月に 5 園を 2 園に統廃合しています。

施策の課題

- 児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境を充実する必要があります。

※ PFI とは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative) の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

主なとりくみ

(1) 校舎などの改修の推進

- 快適な教育環境を確保するため、校舎の冷暖房設備の改修を計画的に行います。
- 幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの耐久性と機能を向上させるため、長寿命化のための改修を計画的に行うとともに、時代に即応した教育環境を確保するための改修を計画的に行います。

(2) 学校図書館の充実

- 学校図書館司書を各校に配置するとともに、蔵書管理を効率化し、学校図書館の利用を促進します。

(3) 学校給食の充実

- 栄養のバランスを考慮した安全でおいしい給食を提供するとともに、アレルギーに適切に対応した給食の調理と提供を行います。また、児童生徒の食材に関する知識や関心を養い、正しい食習慣を身に付けられるよう、食育の充実に取り組みます。

(4) 学校ICT環境の充実

- デジタル教科書をはじめとするデジタル教材を活用するためのICT環境を整備します。また、授業におけるデジタル教材の活用に向け、サポート体制を充実します。

(5) 学校の規模と配置の適正化

- 狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針に基づき、将来的な児童数や学級数の見通しを踏まえて、学校の統廃合を計画的に進めます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成26年度	平成32年度
幼稚園の園舎や小中学校の校舎などの長寿命化改修の実施校(園)数(平成26年度以降の累計)	0校(園)	7校(園)

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 幼稚園や小中学校の環境美化などに協力しましょう。
- 学校給食センターの運営に関心を持ち、食育の推進に協力しましょう。
- 学校の規模と配置の適正化に対する理解を深めましょう。

施策 44

家庭や地域との連携

施策の目指す姿

保護者や地域住民が、様々な形で学校に関わり、教職員と連携して、学校を支えるとともに、家庭や地域においても、大人と子供が様々な活動を通して交流を深め、子供が大人から多くのことを学んでいます。

施策の現状

各学校では、学校だよりやホームページなどを通じて、学校に関する情報を発信するとともに、11月の第二土曜日の「さやまっ子教育の日」に一斉に学校公開を実施し、また、平成23年度からは、4月と8月を除いて、毎月の第二土曜日を授業日とし、当日は、学校の教育活動を公開しています。また、国や県の学力調査の結果や学校評価の結果についても、ホームページなどを通じて分かりやすく公開しています。

学校評議員からの意見などを学校運営に活かすとともに、PTAが様々な面で学校運営に協力しており、また、平成19年度に開設した学校支援ボランティアセンターでは、各学校にボランティアを派遣し、学習の支援を行っています。さらに、各学校に設置されている学校応援団では、学習支援のほか、校内の環境整備、登下校時の安全見守り、部活動の指導など、様々な面で学校を支援しています。また、スクールガードリーダー*や地域防犯ネットワーク*をはじめとして、多くの地域住民が、登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。

家庭の教育力の向上に向けて、PTAと連携して、啓発活動に取り組むとともに、各地区で、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級を開催しています。

各地区では、放課後や週末における児童の安全な活動場所を確保するため、地域の教育力を活かして、地域子ども教室やプレイパーク*が開催され、地域の大人と子供が様々な体験を通して交流を深めています。

施策の課題

- 学校としての説明責任を果たし、学校に対する保護者や地域住民の理解を深めるとともに、学校運営への保護者や地域住民の参加を促進し、地域による学校支援を充実して行く必要があります。また、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでいく必要があります。

※スクールガードリーダーとは

警察官OBなどに委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導を行う者

※地域防犯ネットワーク(アポック: Area Prevention Of Crime)とは

自治会、学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有し、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

※プレイパークとは

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした遊び場であり、子供たちが自分たちのアイデアを生かし、発見や創造する喜びを味わえる遊び場

主なとりくみ

(1) 学校公開などの推進

- 学校だよりやホームページなどを通じての情報発信を充実するとともに、「さやまっ子教育の日」や第二土曜日における学校公開への保護者の参加を促進し、また、学力調査などの結果についても積極的に公開し、これらを通じて、学校としての説明責任を果たすとともに、学校に対する保護者や地域住民の関心や理解を醸成します。

(2) 学校運営への参加の促進

- 学校評議員やPTAの活動を促進するとともに、コミュニティスクール^{*}化を視野に入れて、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進します。

(3) 地域による学校支援の充実

- 学校支援ボランティアセンターによる学習支援の拡充や学校応援団の組織と活動の更なる活性化などを通じて、地域による学校支援を充実します。
- 学校の授業による学習を補完し、学力の向上に寄与するため、地域の人材などを活用した学習支援事業を実施します。
- スクールガードリーダーや地域防犯ネットワークをはじめとして、地域住民による児童生徒の安全見守りを促進します。

(4) 家庭教育の啓発活動の充実

- 家庭教育力の向上に向けて、PTAと連携し、啓発活動に取り組むとともに、家庭教育に関する研修会や家庭教育学級の内容を充実します。

(5) 地域における教育活動の充実

- 地域の教育力を活かす取り組みとして、地域子ども教室やプレイパークを拡充するとともに、公民館などにおいても、地域の教育力を活かした事業を充実します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26 年度	平成 32 年度
学校支援ボランティアの派遣人数(延べ人数)	392人	500人
学校応援団の活動人数	50,742人	52,000人
地域子ども教室への参加人数	10,133人	11,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 学校が発信する情報に関心を持ち、学校に対する理解を深めましょう。
- 「さやまっ子教育の日」や第二土曜日の学校公開に積極的に参加しましょう。
- 学校支援ボランティアセンターや学校応援団に参加し、学校を支援しましょう。
- 家庭や地域における教育の必要性を理解し、子供の健全育成のための地域活動に参加しましょう。

^{*}コミュニティスクール(学校運営協議会制度)とは
教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する「学校運営協議会」において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組み

施策 45

青少年の健全育成

施策の目指す姿

市民が主体となって青少年の健全育成活動が活発に行われ、青少年が健全に育っています。

施策の現状

次代を担う青少年を健全に育成し、青少年の非行や犯罪を未然に防止するため、青少年を育てる狭山市民会議を中心に、健全育成活動の充実に努めています。しかし、育成活動に携わる人材が固定化し、高齢化が進んでいます。また、近年、青少年を取り巻く環境は、家庭や地域社会の変容によるつながりの希薄化や情報化の進展による有害情報の氾濫など、健全育成を阻害する要因があることから、今後も継続した取り組みが求められています。

施策の課題

- 青少年の健全育成活動の更なる推進を図るための環境整備や人材の育成が必要です。

主なとりくみ

(1) 健全育成活動の充実

- 地域ぐるみの健全育成活動の充実により、青少年の非行や犯罪の防止に取り組みます。
- 青少年の健全育成の重要性を周知することにより、市民の関心を高め、健全育成団体への協力や参加を促進し、人材の確保に努めます。
- 地域における年少指導者として活動できるよう、狭山市子ども会育成会連絡協議会と連携して、ジュニアリーダーの養成を推進します。

(2) 健全育成の環境整備

- 青少年の非行や犯罪の防止に向けて、地域ぐるみで青少年を取り巻く社会環境の浄化に取り組みます。
- 青少年が気軽に集い交流できる環境を整備します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,650人	2,900人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 青少年の健全育成活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ジュニアリーダーによる地域活動に参加しましょう。
- 青少年育成推進委員会や青少年相談員協議会の活動に参加しましょう。

施策 46

人権尊重意識の高揚

施策の目指す姿

人権に関する啓発活動や人権教育の推進により、市民一人一人の人権意識が高まり、互いの人権を尊重しています。

施策の現状

本市では、毎年、狭山市人権教育推進協議会と連携して、市民を対象とした人権に関する講演会や、企業及び学校教育や社会教育などの関係者を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、PTA と連携して、保護者などを対象とした人権教育学級を開催しています。

富士見集会所や公民館においては、人権に関する講座や研修会を開催して、人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

学校においては、人権感覚育成プログラム*などを活用して、児童生徒の人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- 人権に対する正しい理解と人権を尊重する意識を高めるため、人権に関する啓発活動や教育の更なる推進が必要です。

*人権感覚育成プログラムとは
児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラム

主なとりくみ

(1) 人権啓発の推進

- 人権尊重意識を高めるため、人権問題講演会をはじめとして、様々な機会を捉えて啓発活動に取り組めます。

(2) 人権教育の推進

- 学校において、人権感覚育成プログラムに基づき人権教育を推進します。
- 社会教育や企業などの場において、人権教育を推進します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
人権啓発に関する事業への参加者数	283人	360人
人権教育に関する事業への参加者数	4,648人	4,800人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 人権問題講演会などに積極的に参加しましょう。
- 人権尊重社会の実現を目指し、一人一人が人権意識を高めましょう。

施策 47

平和意識の高揚

施策の目指す姿

平和に関する啓発活動により、平和への関心が高まり、日々の暮らしのなかで、平和の尊さが意識されています。

施策の現状

平成元年に平和都市宣言を行い、恒久平和の実現に向けて、平和関連事業に取り組んでいます。

毎年8月6日に開催される広島平和記念式典(広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式)には、中学生の代表が参列し、平和への思いを高めています。

また、この広島平和記念式典に参列した中学生は、毎年開催している平和祈念講演会において、多感な中学生らしい率直な感想を発表し、平和の尊さ、大切さを市民に伝えています。中央図書館では、夏休み期間中に平和関連資料コーナーを開設し、また、公民館や富士見集会所では、現代的課題への取り組みの一環として、平和意識を高める講座などを開催し、戦争の悲惨さや平和の尊さに関する意識の高揚に取り組んでいます。

施策の課題

- 戦争の悲惨さや実相を踏まえて、平和の尊さを次の世代に伝える取り組みの更なる充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 平和に対する意識の高揚

- 平和に関する講演会や資料展示などを行うとともに、公民館などにおいて、幅広い世代を対象に、平和に関する講座を開催し、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることにより、市民の平和に対する意識の高揚に取り組みます。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
平和関連事業への参加者数	482人	530人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 平和に関する講演会などに積極的に参加しましょう。

施策 48

創造性豊かな文化の振興

施策の目指す姿

市民が自主的に文化活動に取り組むとともに、文化財が適切な保護のもと活用されるなどして、豊かな市民文化が育まれています。

施策の現状

狭山市文化団体連合会に加盟する団体をはじめとして、各種の文化団体が自主的に文化活動を行っています。また、各公民館や図書館及び市民会館では、毎年、利用団体が参加して市民文化祭が開催されるとともに、中央公民館では市民からの応募による市民展が開催され、市民の文化活動の発表の場となっています。さらに、自主的に文化活動に取り組む団体などに対して、公民館のロビーなどを展示発表の場として提供し、これらを通じて地域に根ざした文化の振興に取り組んでいます。

文化財については、県や本市の指定を受けた文化財の保護に取り組むとともに、新たな文化財の指定に向けた調査を実施し、また、文化財資料の公開や、文化財めぐりウォーキング、郷土の歴史・文化財に関する講演会などを行っています。また、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組んでいる市民団体に対して補助金を交付し、活動を支援しています。

施策の課題

- 市民の自主的な文化活動を促進するとともに、指定文化財に対する愛護意識と、郷土の歴史や伝統文化に対する理解を醸成していく必要があります。

主なとりくみ

(1) 市民が創る文化活動の促進

- 文化活動に取り組む市民団体の活動支援や、市民の文化活動の発表の場の拡充などを通じて、市民の自主的な文化活動を促進します。
- 市民の文化活動への参加機会の拡充に向けて、公民館などで活動する文化団体に関する情報や様々な文化事業に関する情報の提供を充実します。

(2) 文化財の保存・継承と公開や活用

- 郷土の歴史や伝統文化に対する理解を深め、文化財の愛護意識を高めるために、指定文化財の保護・継承と文化財資料の収集に取り組むとともに、これらの公開と活用を進めます。
- 貴重な文化財を後世に残すために、文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む市民団体の活動を支援します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市民文化祭への参加団体数	657団体	670団体
文化財を活用した事業件数	3件	6件

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 自主的な文化活動を実践しましょう。
- 郷土の歴史や伝統文化に関心を持ちましょう。
- 文化財保護への理解を深め、保護・継承に協力しましょう。

施策 49

国際交流の推進

施策の目指す姿

姉妹都市・友好交流都市を中心に、幅広い分野で活発に国際交流が行われることにより、国際感覚が身に付き、国際理解が深まっています。

施策の現状

大韓民国統営市・アメリカ合衆国ワージントン市の姉妹都市及び中華人民共和国杭州市、新潟県津南町の友好交流都市のうち、海外の3都市とは、様々な分野において、友好的な国際交流関係を維持しています。

全国的に市町村の国際交流事業が行政主導から市民主体の草の根の国際交流へと力点に移り、このようななかで、本市においても毎年の姉妹都市・友好交流都市との市民相互の訪問などでは、狭山市国際交流協会が中心的な役割を果たしています。また、在住外国人が増加しており、様々な場面で外国人と接する機会が増えています。

施策の課題

- 姉妹都市・友好交流都市との交流を通じて相互理解を深めるとともに、地域における市民の身近な国際交流の機会が必要です。

主なとりくみ

(1) 姉妹都市・友好交流都市との交流の推進

- 市民の国際感覚を育み、相互理解を深めるため、姉妹都市・友好交流都市との文化、スポーツ、教育など様々な分野の交流を推進します。

(2) 地域での国際交流の推進

- 市民の国際意識・国際理解を高めるため、身近な国際交流として、市内在住外国人との交流を狭山市国際交流協会と連携して実施します。

施策の成果目標

項目	実績値	目標値
	平成 26年度	平成 32年度
市内在住外国人との交流事業への参加者数	2,626人	3,000人

市民・市民団体・事業者などに期待する行動

- 姉妹都市・友好交流都市との交流活動に積極的に参加しましょう。
- 身近な国際交流に積極的に参加しましょう。